

岐阜県公報

第二千九百五十八号
平成三十年六月二十六日
(火曜日)

目次

告示

- 平成三十年度管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) 四〇七
- 平成三十年度管理美容師資格認定講習会の指定 (同) 四〇八
- 保育士登録業務の徴収事務の委託 (子育て支援課) 四〇八
- 保安林の解除をしようとする旨の通知 (治山課) 四〇八
- 保安林に指定する予定である旨の通知 (同) 四〇九
- 道路の区域変更 (道路維持課) 四一〇

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数 (選挙管理委員会) 四一〇
- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定 (同) 四一一
- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称の変更 (同) 四一一

公示

- 家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付 (畜産課) 四二二
- 雑踏警備業務に係る一級検定の実施 (生活安全総務課) 四二二
- 雑踏警備業務に係る二級検定の実施 (同) 四二三

告示

岐阜県告示第三百三十六号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定により平成三十年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成三十年六月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 主催者の名称及び住所

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 上原 至雅
東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階

二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号ザ・スクエア二階

三 開催日等

開催年月日	講習内容	開催場所
平成三〇・一一・一二	公衆衛生 衛生管理	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 不二羽島文化センター
同 一一・一九	衛生管理	同
同 一一・二六	衛生管理	同

岐阜県告示第三百三十七号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により平成三十年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成三十年六月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 主催者の名称及び住所
公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 上原 至雅
東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階
- 二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地
公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号ザ・スクエア二階
- 三 開催日等

開催年月日	講習内容	開催場所
平成三〇・一一・一二	公衆衛生 衛生管理	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 不二羽島文化センター
同 一一・一九	衛生管理	同
同 一一・二六	衛生管理	同

岐阜県告示第三百三十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）別表第一の一の表二の項から四の項までに規定する保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の徴収事務を社会福祉法人日本保育協会に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十年六月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成三十年六月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
中津川市千旦林字後屋三五四の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

岐阜県告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成三十年六月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
美濃市大字片知字城山二七一一の一・二七二四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市大字梅原字中村一六五一の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巣市根尾奥谷字本谷九四〇の五

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町小津字居所一〇〇五、一〇〇七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年六月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	三川輪島線	岐阜市加野七丁目一番二地先から 同市同地先まで	前	六・〇 五	一〇・三	
			後	六・〇 七・五	一〇・三	

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十年六月二十六日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

- 1 平成30年6月1日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数

2 総数の50分の1の数
1,687,546人
33,751人

3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
310,944人

- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総 数 (人)	3分の1の数 (人)
岐 阜 市	339,608	113,203
大 垣 市	147,933	49,311
高 山 市	75,639	25,213
多 治 見 市	93,822	31,274
関 市	73,351	24,451
丹 波 川 市	66,002	22,001

美濃市	17,788	5,930
瑞浪市	31,510	10,504
羽島市	55,873	18,625
恵那市	42,725	14,242
美濃加茂市	42,470	14,157
土岐市	48,859	16,287
各務原市	121,200	40,400
可児市	95,025	31,675
山県市	23,248	7,750
瑞穂市	42,139	14,047
飛騨市	21,113	7,038
本巣市	43,119	14,373
郡上市	35,915	11,972
下呂市	28,224	9,408
海津市	29,759	9,920
羽島郡	38,966	12,989
養老郡	24,685	8,229
不破郡	28,726	9,576
安八郡	20,062	6,688
揖斐郡	57,381	19,127
加茂郡	42,404	14,135

岐阜県選挙権管理委員会告示第二十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨を公表する。

平成三十年六月二十六日

岐阜県選挙権管理委員会
委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

名 称	所 在 地
社会福祉法人三輪会 介護老人福祉施設オレシヅヒルズやまがた	山県市高木1367番地 1
社会福祉法人三輪会 介護老人福祉施設アルトシユタットとみか	加茂郡富加町大平賀1495番地 1

岐阜県選挙権管理委員会告示第二十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更の報告があったので、その旨を公表する。

平成三十年六月二十六日

岐阜県選挙権管理委員会
委員長 大 松 利 幸

名称の変更

変 更 後	変 更 前
朝日大学病院	朝日大学歯学部附属村上記念病院

医療法人清光会 岐阜清流病院		医療法人社団誠公会 岐阜中央病院	
公 示			
。家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により農林水産大臣から種畜証明書を交付した旨通報を受けたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。 平成三十年六月二十六日 岐阜県知事 古 田 肇 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県農政部畜産課に備え置いて縦覧に供する。 。雑踏警備業務に係る一級検定の実施 警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）第七条の規定により公示する。 平成三十年六月二十六日 岐阜県公安委員会 委員長 古 田 善 伯 一 検定に係る警備業務の種類及び級 規則第一条第三号に規定する雑踏警備業務（以下「雑踏警備業務」という。）に係る一級検定 二 検定の実施日時及び場所 1 学科試験			
(一) 実施日時 平成三十年十月一日（月）午前十時から正午まで（受付時間は、午前九時三十分から午前九時五十分までとする。） (二) 実施場所 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部（二階玄関において受付を行う。） 2 実技試験 (一) 実施日時 平成三十年十月十日（水）午前九時から午後五時まで なお、受検者数により日程変更を行う場合は、学科試験後に通知する。 (二) 実施場所 瑞穂市十九条四二三番地一 瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター 三 受検定員 二〇人 四 受検資格 岐阜県内に住所を有する者又は岐阜県内に所在する営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの 1 受検の申請を行う日において、雑踏警備業務に係る二級検定に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が一年以上であるもの 2 岐阜県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者 五 検定内容 学科試験及び実技試験とし、その内容は、次のとおりとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。また、実技試験の受検者については、試験途中に合格基準に達しないことが明らかになった場合には、その時点で試験を中止する。 1 学科試験 (一) 警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 (二) 雑踏の整理に関すること。 (四) 雑踏警備業務の管理に関すること。			

(五) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に 関すること。	
2 実技試験	
(一) 雑踏の整理に関すること。	
(二) 雑踏警備業務の管理に関すること。	
(三) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に 関すること。	
六 検定の申請方法	
1 受付期間	
平成三十年九月七日(金) から同年九月二十一日(金) までの午前九時から午後 五時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。ただし、受付期間中であっても、定 員に達したときは、受付を締め切る。	
なお、代理人による申請及び郵送等による申請は、認めない。	
2 申請先	
住所地(岐阜県内の住所地に限る。)を管轄する警察署又は所属する営業所(岐 阜県内に所在する営業所に限る。)の所在地を管轄する警察署の生活安全課	
3 申請時の提出書類	
検定申請書(規則別記様式第一号)	一通
添付書類	(一)〜(四) のうち 該当す るもの 各一通
(一) 住所지를疎明する書面(当該住所地を管轄する警察署に申請する場 合に限る。)	
(二) 岐阜県内に所在する営業所に属することを疎明する書面(当該営業 所を管轄する警察署に申請する場合に限る。)	
(三) 四の1に該当する者は、合格証明書の写し及び当該合格証明書の交 付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であることを 証明する警備業者等が作成した警備業務従事証明書	
(四) 四の2に該当する者は、岐阜県公安委員会から交付を受けた一級検 定受検資格認定書の写し	
写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・ 〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名 及び撮影年月日を記入したもの)	二枚

4 受検手数料	
一三、〇〇〇円(岐阜県収入証紙により検定申請時に納入すること。なお、納入 された受検手数料については、返還しない。)	
七 受検日の服装及び持ち物	
1 学科試験	
受検票(申請時に交付されたもの。なお、持参しない場合は、受検を認めない。) 身分証明書(運転免許証等の顔写真が貼付されたもの)及び筆記用具	
2 実技試験	
受検票、身分証明書、筆記用具、体育館シューズ及び警笛	
なお、警備員である者は、勤務時の制服、制帽等を着用すること。	
八 問合せ先	
岐阜県警察本部生活安全総務課営業係 電話(〇五八)二七一―二四二四 内線三 〇二六	
。雑踏警備業務に係る二級検定の実施	
警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の検定を次のとおり実施 するので、警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。 以下「規則」という。)(第七条の規定により公示する。	
平成三十年六月二十六日	
岐阜県公安委員会 委員長 古 田 善 伯	
一 検定に係る警備業務の種別及び級	
規則第一条第三号に規定する雑踏警備業務(以下「雑踏警備業務」という。)(に係 る二級検定	
二 検定の実施日時及び場所	
1 学科試験	
(一) 実施日時	
平成三十年十月一日(月)午後二時から午後四時まで(受付時間は、午後一時 三十分から午後一時五十分までとする。)	

(二) 実施場所

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部（二階玄関において受付を行う。）

2 実技試験

(一) 実施日時

平成三十年十月十一日（木）午前九時から午後五時まで

なお、受検者数により日程変更を行う場合は、学科試験後に通知する。

(二) 実施場所

瑞穂市十九条四一三番地一 瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター

三 受検定員

二〇人

四 受検資格

岐阜県内に住所を有する者又は岐阜県内に所在する営業所に属する警備員

五 検定内容

学科試験及び実技試験とし、その内容は、次のとおりとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。また、実技試験の受検者については、試験途中に合格基準に達しないことが明らかになった場合には、その時点で試験を中止する。

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項

(二) 法令に関すること。

(三) 雑踏の整理に関すること。

(四) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

2 実技試験

(一) 雑踏の整理に関すること。

(二) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定の申請方法

1 受付期間

平成三十年九月七日（金）から同年九月二十一日（金）までの午前九時から午後五時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。ただし、受付期間中であっても、定

員に達したときは、受付を締め切る。

なお、代理人による申請及び郵送等による申請は、認めない。

2 申請先

住所（岐阜県内の住所に限る。）を管轄する警察署又は所属する営業所（岐阜県内に所在する営業所に限る。）の所在地を管轄する警察署の生活安全課

3 申請時の提出書類

検定申請書（規則別記様式第一号）

添付書類

(一) 住所を疎明する書面（当該住所を管轄する警察署に申請する場合に限る。）

(二) 岐阜県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（当該営業所を管轄する警察署に申請する場合に限る。）

写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

4 受検手数料

一三、〇〇〇円（岐阜県収入証紙により検定申請時に納入すること。なお、納入された受検手数料については、返還しない。）

七 受検日の服装及び持ち物

1 学科試験

受検票（申請時に交付されたもの。なお、持参しない場合は、受検を認めない。）身分証明書（運転免許証等の顔写真が貼付されたもの）及び筆記用具

2 実技試験

受検票、身分証明書、筆記用具、体育館シューズ及び警笛
なお、警備員である者は、勤務時の制服、制帽等を着用すること。

八 問合せ先

岐阜県警察本部生活安全総務課営業係 電話（〇五八）二七一一二四二四 内線三〇二六